

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	滞納処分等に関する徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、滞納処分等に関する徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納処分等に関する徴収事務
②事務の概要	特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の4債権について、滞納者に関する情報を一元化したうえで、財産調査、滞納処分といった徴収事務を行う。滞納者実態調査において、個人番号をもとに他自治体に対して照会、回答を行う。
③システムの名称	滞納管理システム、口座管理システム、収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項、44の項及び85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部 税務課徴収管理係
②所属長の役職名	滞納対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部税務課徴収管理係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部税務課徴収管理係 03-5722-9834(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の入手は、業務としては行っておらず、他団体からの実態調査の回答の際に、回答作成システムにマイナンバーが表示されるが、回答作成時に、画面にマイナンバーが表示されなくなるというシステムで対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の入手は、業務としては行っておらず、他団体からの実態調査の回答の際に、回答作成システムにマイナンバーが表示されるが、回答作成時に、画面にマイナンバーが表示されなくなるというシステムで対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の4債権の滞納者に係る徴収事務を行う。具体的には、次の業務において特定個人情報を取り扱う。 1 未納者に対する納付交渉、財産調査、財産の差押え等滞納処分 2 未納者に対する搜索 3 納付勧奨訪問、口座振替勧奨等 4 他区市町村への住民票情報、賦課状況・課税状況等の照会及び他区市町村からの照会への回答	特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の4債権について、滞納者に関する情報を一元化したうえで、財産調査、滞納処分といった徴収事務を行っていく。 滞納者実態調査において、個人番号をもとに他自治体に対して照会、回答していく。	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	滞納管理システム、収納消込システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	滞納管理システム	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	滞納整理ファイル	課税収納情報ファイル	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	滞納対策課長 和田 信之	滞納対策課長	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	区民生活部税務課債権回収係 区民生活部国保年金課後期高齢者医療係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	区民生活部税務課債権回収係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	区民生活部税務課債権回収係 03-5722-9813 (直通) 区民生活部国保年金課後期高齢者医療係 03-5722-9838 (直通)	区民生活部税務課債権回収係 03-5722-9813 (直通)	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	

平成30年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		* 新たに追加となった。	事後	
令和1年5月10日	評価書名	滞納処分等に係る徴収事務	滞納処分等に関する徴収事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年5月10日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	目黒区は、滞納処分等に係る	目黒区は、滞納処分等に関する	事後	
令和1年5月10日	I.1.①事務の名称	滞納処分等に係る徴収事務	滞納処分等に関する徴収事務	事後	
令和1年5月10日	I.1.②事務の概要	徴収事務を行っていく。回答していく。	徴収事務を行う。回答を行う。	事後	
令和1年5月10日	I.1.③ システムの名称	滞納管理システム	滞納管理システム、口座管理システム、収納消 込システム	事後	
令和1年5月10日	I.2 特定個人情報ファイル名		滞納管理ファイル	事後	

令和1年5月10日	Ⅳ 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和2年4月1日	I.5.① 部署	税務課債権回収係	税務課徴収管理係	事後	
令和2年4月1日	I.7.請求先	税務課債権回収係	税務課徴収管理係	事後	
令和2年4月1日	I.8.連絡先	税務課債権回収係 03-5722-9813	税務課徴収管理係 03-5722-9834	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ.1.いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ.2.いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年7月21日	Ⅱ.1.いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月1日時点	事前	
令和3年7月21日	Ⅱ.2.いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月1日時点	事前	
令和6年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項及び 第30項並びに第59項	番号法第9条第1項 別表第一の第24項及び 第44項並びに第85項	事前	
令和6年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の27,42及 び80の項	番号法第19条第7号並びに別表第二の38、5 6及び104の項	事前	

令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24項及び 第44項並びに第85項	番号法別表24の項、44の項及び85の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の38、5 6及び104の項	—	事後	
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である [判断の根拠]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	

令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である [判断の根拠]	事後	
-----------	---	---	------------------	----	--